

精華町ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、広報等広告掲載取扱基準に基づき、精華町（以下「町」という。）が作成する精華町ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、精華町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は、1 枠につき縦 76 ピクセル×横 205 ピクセル、20 キロバイト以内、GIF または JPEG 形式とする（GIF アニメーションを除く）。

2 広告には、「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などの操作手順を示すボタン、警告表示を模した表現など、閲覧者の意思に反した操作を行わせるおそれがある表現を含んではならない。

3 町が、広告のデザインについて精華町ホームページのイメージを損なうおそれがあると判断した場合は、広告主は原稿を修正しなければならない。

(掲載料)

第4条 掲載料は、別に定める様式の通りとする。

掲載の決定後は、町長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1 か月単位とする。

(掲載申込)

第6条 掲載を希望する者(以下「広告主」という)は精華町ホームページ広告掲載申込書(別記第 1 号様式)に広告原稿を添えて、当該広告の所管課等(以下「所管課等」という。)に提出するものとする。

2 所管課等は、提出された広告原稿を精華町広

報広告掲載審査委員会で審議し、意見を付して町長に提出する。

(掲載決定)

第7条 町長は、広告の可否を決定したときは、その結果を申込者に広報刊行物広告取扱要領の別記様式第 1 号により通知するものとする。

(掲載取消)

第8条 町長は町の行政運営上支障があるとき、又は町長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき、若しくは掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 町長は、広告の掲載を取り消したときは、その結果を申込者に広報刊行物広告取扱要領の別記様式第 2 号により通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。